保険料の計算例（例３）

夫の年金収入は120万円であることから、公的年金控除（110万円）後の所得は10万円。さらに、公的年金の場合、15万円の控除があることから軽減判定の対象となる所得は0円。妻の年金収入は72万円であることから、公的年金控除後の所得は0円。
そのため、75歳以上夫婦の総所得金額等の合算額は0円となりますが、この場合、世帯主である子の所得も軽減判定の対象となります。
※公的年金等の収入金額が125万円を超える方がいないため、給与所得者等の数は0人として軽減判定を行う。

世帯主及びその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額は
計算式：子（世帯主）の所得（240万円）＋夫の所得（0円）＋妻の所得（0円）＝240万円
よって、

軽減割合	判定	軽減
7割軽減	240万円＞基礎控除額（43万円）	×
5割軽減	240万円＞基礎控除額（43万円）＋29．5万円×2人	×
2割軽減	240万円＞基礎控除額（43万円）＋54．5万円×2人	×

となり、
軽減の対象とはなりません。